第１章　橿原市環境基本条例

１．　市の概況

橿原市は、奈良県のほぼ中央に位置し、東西 7.5km、南北 8.3km、面積は 39.56km^2 の広がりをみせ、東は桜井市、西は大和高田市、南は明日香村、高取町、北は田原本町と接しています。

地形は全体的に起伏が少なく、市内の中央部には飛鳥川、西には曽我川、北には寺川が流れています。

また、本市は良好な交通の利便性から、京阪神の通勤圏として発展してきた一方で、万葉の時代を偲ばせる大和三山がそびえ、その中央には藤原宮跡があり、その周囲には歴史的文化遺産が点在し、自然環境にも恵まれています。

２．　橿原市環境基本条例

（１）橿原市環境基本条例

良好な環境を保全・創造し、次世代に引き継ぐための基本となる考え方、市、市民、事業者の役割、それぞれの取り組みの基本的な事項を定めたもので、環境保全と創造について、理念条例と位置づけ、憲法のような役割を果たすものとして平成 24 年 9 月に制定しました。

（２）橿原市環境総合計画

橿原市環境総合計画は橿原市環境基本条例の規定に基づき策定されるもので、橿原市の環境の保全と創造に関する総合的、かつ長期的な施策の大綱として、「橿原市第 3 次総合計画」の環境面で最も基本となるもので平成 25 年 3 月に策定しました。計画の対象期間は平成 25 年度を初年度、令和 4 年度を目標年度とする 10 年間です。本市では、橿原市第 3 次総合計画の将来像である「歴史・文化と人がつくる交流都市」や橿原市環境基本条例、さらには市民が求める望ましい環境像である「豊かで美しい自然環境と歴史的景観が織りなす魅力あふれる“かしはら”の実現に向けて５つの基本目標に基づく施策と市民協働プロジェクトを展開していきます。

令和元年度は重点項目を策定し、見直しました。

（基本目標）	（基本施策）
１　環境について学び、保全活動を実践し、豊かな心を育むまち	１－１　環境保全活動の連携 １－２　環境学習・環境教育の推進 １－３　環境情報の提供
２　豊かな歴史文化と自然環境を守り育てるまち	２－１　生物多様性の確保 ２－２　里地里山の保全・保護 ２－３　歴史的景観の保全・活用 ２－４　歴史的な文化財の保護・活用
３　健康で快適に、安全で安心して暮らせるやさしいまち	３－１　環境汚染対策 ３－２　身近な生活環境の保全 ３－３　身近な緑の保全と創出 ３－４　良好な水辺の形成 ３－５　良好なまちなみの形成 ３－６　快適な移動空間の形成
４　循環の仕組みを備えた“もったいない”の心にあふれたまち	４－１　３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の推進 ４－２　廃棄物の発生抑制 ４－３　再資源化の促進 ４－４　廃棄物の適正処理 ４－５　エネルギー資源循環
５　低炭素社会の実現に向けた行動を実践するまち	５－１　産業・事業所における低炭素化の推進 ５－２　市民生活における低炭素化の推進 ５－３　低炭素な建物・まちづくりの推進 ５－４　低炭素な交通施策の推進 ５－５　再生可能エネルギーの利活用 ５－６　市役所における取組の率先垂範 ５－７　その他の地球温暖化対策の推進

【市民協働プロジェクト】

■協働プロジェクト１　**『かしはら魅力再発見・プロジェクト』**

橿原の自然・歴史文化を題材にした自然体験活動や環境学習を積極的に推進し、地域の実情に合った、橿原市独自の環境教育プログラムを推し進めます。

■協働プロジェクト２　**『エコライフスタイル・プロジェクト』**

家庭・事業でできる省資源・省エネルギーの取組の紹介や情報提供を行い、地球にやさしい「エコライフ」の実践を促進します。

■協働プロジェクト３　**『絆づくり・プロジェクト』**

“地域の絆”や“市民同士の絆”を深めるとともに、市民生活を将来にわたって守っていくための行政力を高めます。そして市民と行政の絆、信頼を深めることで、市民協働による「環境にやさしいまち」づくりに取り組みます。

【進行管理】

本計画では、管理手法（マネジメントシステム）の基本的な考え方であるＰＤＣＡサイクルを用い、計画（Ｐｌａｎ）→実行（Ｄｏ）→評価（Ｃｈｅｃｋ）→見直し（Ａｃｔｉｏｎ）の４つのステップで計画の進行管理を行います。

（３）橿原市環境審議会

橿原市環境審議会は庁内組織からの報告を受け、実施の効果、実施計画の妥当性、環境問題の最新の動向などを総合的に判断し、計画の進捗状況をチェックします。

３．　橿原市美しいまちづくり条例

清潔で快適な生活環境を確保することを目的とし、ごみの散乱のない美しいまちづくりのため、市、市民等及び事業者の責務を定めたものです。環境の美化に関し、ポイ捨て禁止、飼い犬のふんの始末など市が積極的に施策を推進するとともに、市民等及び事業者の協力、責任、その自主的な活動を促進するもので、平成 16 年 9 月 30 日に制定しました。